

APEC非拘束的投資原則 (ABACによる改訂：斜体字部)

開かれた地域主義というAPECの規定的アプローチの精神に則り、

アジア太平洋地域における経済発展、成長の促進、雇用の創出及びアジア太平洋地域における技術の流れに対する投資の重要性を認識し、

低インフレの安定成長、適切なインフラストラクチャー及び適切に開発された人的資源及び知的財産権の保護といった外国投資の誘致に寄与する国内環境を促進することの重要性を強調し、

外国投資促進における持続可能な発展という目標を支持し、

多くのAPECメンバーが外国投資の供給者であり、かつ受け入れ者であることを思慮し、

特に中小企業への投資を増加させ、及びサポーティングインダストリーの育成を企図し、

加盟国の発展の度合い及び速度の多様性が加盟各国の投資制度に反省されることを認識しつつも、投資制度の改善及び一層の自由化に向けて努力の継続を約束し、

二国間及び多数国条約ならびにその他国際取極めの適用を妨げることなく、

APECメンバーは以下の非拘束的な諸原則を希求する。

法の透明性

参加メンバーは、外国投資に係るあらゆる法令、行政指針及び政策を、迅速に、透明な、かつ容易にアクセスが可能な方法で、公開的に利用させるものとする。

解釈、実施の透明性

参加国・地域は、外国投資を管理する法、規制、行政指導、政策の一貫した解釈ならびに、中央・地方政府当局による協調の下での迅速、透明、予見可能なライセンス供与及び実施認可プロセスの構築は、法の透明性の原則を補完するものであると認識する。

無差別原則

参加メンバーは、関連の国際的な義務及び原則を損なうことなく、如何なる国、地域からの投資家に対しても、投資の設立、拡張及び操業に関連して、同様の条件のもとで他のいずれかの国、地域の投資家に対して与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えるものとする。

内国民待遇

参加メンバーは、国内法令及び政策に定められた、特定の戦略的国益に関する、あるいは展開における過渡的なこととして、特定の例外を認めたとうえで、他の参加メンバーの投資家に対して、投資の設立、拡張、創業及び保護に関連して、同様の条件のもとで国内投資家に対して与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えるものとする。

投資インセンティブ

国・地域の利益に関わる限られた特定の例外を除き、参加国・地域は公平な競争を歪曲し、あるいはこれらの原則と整合しない投資インセンティブの行使を回避する。

パフォーマンス要求

参加メンバーは、貿易投資の拡大を歪曲し又は制限するようなパフォーマンス要求の適用を極小化するものとする。

収用と補償

参加メンバーは、各国国内法令に従い、公共の目的のため、差別的なものでなく、また適当かつ効果的な補償の迅速な支払いを伴うものである場合を除くほか、外国投資を収用し又は同等の効果を有する措置をとらないものとする。

送金及び通貨交換性

参加メンバーは、自由に換価可能な通貨による、利益、配当、ロイヤリティ、貸付の返済金及び清算を含む外国投資に係る資金の自由なかつ迅速な移転という目標に向け更なる自由化を図るものとする。

紛争処理

参加メンバーは、外国投資と関連して生ずる紛争が、紛争当事者間の協議及び交渉を通じ及びこれにより解決されない場合には参加メンバーの国際約束に従った仲裁手続きを通じ又は両当事者が受諾することができるその他仲裁のための手続を通じて、迅速に解決されることを受諾する。

権利の保護と執行

参加国・地域は、裁決機関、裁判所、上訴課程を含む紛争解決メカニズムへの外国投資家による迅速で透明なアクセスを確保するために努力し、時宜を得た判決、調停による裁定の言い渡しと実施を確保する。

要員の入国及び滞在

参加メンバーは、外国投資に係る活動に従事することを目的とする外国人技術者及び経営者の一時入国及び滞在を、関連の法令に従うことを条件として時宜に即して許可するものとする。

二重課税の回避

参加メンバーは、海外投資に関する二重課税を回避すべく努力するものとする。

投資家の行動

各国投資の受け入れは、外国投資家が国内投資家が遵守するのと同様に投資受入国の法令、行政指針及び政策に従う場合に促進される。

資本輸出に対する障壁の除去

参加メンバーは、投資の流出に対する規則上及び制度上の障壁が極小化することを認める。